

令和2年5月22日  
(令和2年9月24日更新)  
(令和3年9月22日更新)  
(令和3年11月11日更新)

沖縄県立芸術大学

## 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、沖縄県立芸術大学の教職員及び学生が取り組むべき感染予防策を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 基本的な感染予防策

教職員及び学生は、日常的に次の感染予防策に取り組むこと。

##### (1) 手指衛生

- ・石けんと流水による手洗い（30秒以上）又はアルコール消毒をこまめに行う。
- ・触れる必要のない物には触れない。

##### (2) マスク着用

- ・原則として、人と接する場ではマスクを着用する。
- ・マスクは、交換や洗濯など清潔を心がける。

##### (3) 健康管理

- ・毎日、朝と夕に体温を測定し、自分の健康状態を把握する。
- ・発熱などの風邪症状がある場合は自宅療養し、経過を観察する。
- ・食事、休養、適度な身体活動等により免疫力を高める。

##### (4) 換気

- ・空調設備や換気扇等の機械換気設備により、可能な限り常時換気を行う。
- ・2方向の窓やドアを開けて常時通風・換気を行う。エアコン使用中でも同様。
- ・窓のない場合は、可能な範囲で常時ドアを開け、毎時2回以上（30分に1回以上）、数分間程度は全開にして換気を行う。
- ・サーキュレーターや扇風機等を用いて常時空気の流れを作り通風・換気を行う
- ・在室人数に限らず、室内又はパーティション等による遮蔽空間ごとの二酸化炭素濃度を1,000ppm以下に抑えるよう、通風・換気を行うこと。（在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であることから、二酸化炭素濃度1,000ppmを換気能力と室内等利用者数の上限設定の目安とすること。）

##### (5) 人との接触制限

- ・「うつすかもしれない」、「うつされるかもしれない」意識を強く持つ。
- ・人との間隔は、2m以上（最低1m）空ける。

- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・対面で会話をする時は、短時間で会話を終え、長くなる場合はオンラインなどを活用する。

#### (6) 食事のマナー

- ・飲食の前には、手洗いや手指消毒を行う。
- ・対面での着席を控え、分散して食事する。
- ・大皿から自分の箸などで直接食べ物をとることを控える。
- ・食事中の会話は控える。

## 2 大学構内への立ち入り及び施設利用の制限

- (1) 学生は、授業がない場合は、自宅等での学習に努め、大学構内への立ち入りを控える。
- (2) 授業外学習や個別指導のため、教室、実習室、工房、練習室等（以下、「教室等」という。）の大学施設の利用が不可欠な場合には、次の3及び4と同様の感染予防策を徹底したうえで、各学科室又は事務局が個別に利用を許可するとともに、各学科室又は事務局は学生の利用状況を把握しておくこと。

## 3 授業での感染予防策

教室を利用する授業を実施する場合は、次の感染予防策を徹底すること。

### (1) 授業準備・授業中

- ・教員及び学生全員が、手指衛生を行い、マスクを着用する。
- ・複数人が一つの教室等を利用する場合は、各座席の距離を2m以上離し、対面とならない配置としたうえで、学生は指定された席に着席する。着座によらない実習等の場合も同様に、2m以上の間を空ける。
- ・教員は資料を事前配布または入り口等に設置し、手渡しをしない。
- ・機械換気及び2方向の窓やドアを開けて常時通風・換気を行う。エアコン使用時においても窓を常時10cmから15cm程度開ける。
- ・窓のない場合は、常時ドアを開け、毎時2回以上（30分に1回以上）、数分間程度は全開にして換気を行う。また、可能な限り、常時サーキュレーターや扇風機等を用いて空気の流れを作り通風・換気を行う。
- ・教員及び学生間の接触時間を減らすため、授業時間は可能な範囲で短縮する。  
（この場合、単位の実質化には十分に配慮すること。）

### (2) 授業終了後

- ・学生は使用した机や椅子等を消毒する。
- ・学生は消毒完了後は速やかに退室する。
- ・教員は使用した機器類や教卓、教室のドアノブを消毒する。
- ・教員は教室用の消毒用品が無くなる前に、総務課に連絡する。

## 4 教室等での感染予防策

- (1) 教室等や設備の利用は最低限にとどめ、資料整理等は自宅等で行う。
- (2) 教室等の設備や備品について、操作画面やスイッチ、ドアノブなど複数の人の手が触れる場所は、使用者が使用前又は必要に応じて消毒する。また、実習等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくするとともに、換気を行う。
- (3) 安全管理等の理由により、複数の人が同時に作業、操作等を行う必要がある実習等においては、必ずマスクを着用し、可能な限りメガネ、ゴーグル、フェイスシールド等により目の防護に努める。また、透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置が必要な場合は、総務課に相談する。その場合も、窓の開放やサーキュレーター、扇風機等を用いて常時空気の流れを作り通風・換気を行う。
- (4) 「三つの密」を避けるため、各学科室において教室等利用計画を策定する。
- (5) 授業のオンライン化の推進により、利用可能な教室等を確保しそれらを積極的に活用することで、学内での授業及び授業外学習等における「三つの密」を回避するよう努める。

## 5 授業以外での感染予防策

- (1) 授業以外で大学構内にいる間は、次の感染予防策を徹底すること。
  - ・ 学内での移動時は、密集にならないよう2m以上の間隔を保つ。
  - ・ 窓口に並ぶ時は、2m以上間隔をあけて並ぶ。
  - ・ トイレは混み合わないよう使用する。
  - ・ 自主的なグループ学修等を行う場合は、できるだけオンラインで実施する。やむなく対面で実施する場合は、少人数で十分な距離をとり、短時間で終了する。
  - ・ 必要な学習等が終わったら速やかに帰宅し、他者と接触する時間を減らす。
- (2) 課外活動を行う場合は、次の感染予防策を徹底すること。
  - ① 基本的な取組
    - ・ 課外活動を行う前に感染対策の計画書を事務局に提出し、許可を得る。
    - ・ 課外活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、参加者の把握及び連絡体制や対応手順を整備する。
    - ・ 発熱等の症状がある場合は、活動に参加しない。
  - ② 感染リスクの高い活動等の制限
    - ・ 近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発生や激しい呼気を伴う活動などは自粛する。
    - ・ 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等を行わない。
    - ・ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
    - ・ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
  - ③ 課外活動に付随する場面での対策の徹底

- ・ 課外活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、課外活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、課外活動終了後は速やかに帰宅する。
- ・ 更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

## 6 附属図書・芸術資料館における感染予防策

附属図書・芸術資料館における感染予防策は、別途定める。

## 7 その他感染拡大防止対策

- (1) 学生及び教職員は、学内で風邪症状や体調不良等の症状が出た場合には、マスクを着用の上で、極力誰とも接しないようにし、速やかに帰宅する。
- (2) しばらく学内で休養を必要とする場合は、他者との接触を極力避けられる部屋を用意し、待機場所とする。待機中は換気を行い、使用後は消毒を行う。
- (3) 体調不良等の学生及び教職員に対応する教職員は、必ずマスクを着用し、対応の前後に十分な手洗いを行うこと。体調不良者本人も同様とする。
- (4) 体調不良等の学生及び教職員は、帰宅後の健康状況に留意し、必要に応じて、県コールセンター（TEL:098-866-2129 24時間対応）に相談すること。

## 8 学外での感染予防策

- (1) 公共交通機関の利用
  - ・ できるだけ混み合う時間帯を避けて利用する。
  - ・ 手すりやつり革等の共用部分に触れた手で顔に触れるのを避け、できるだけ速やかに手指衛生を行う。
- (2) 「新しい生活様式」の実践
  - ・ 旅行による移動や買い物、娯楽・スポーツ等の各場面においては、国の専門家会議提言の「新しい生活様式」の実践に努める。